

ちょっと待って！

# 種苗購入前に今一度 ご確認ください！



長野県PRキャラクター  
「アルクマ」  
©長野県アルクマ

## 以下の行為は種苗法違反に該当する可能性があります！

### 1 購入した種苗を海外へ持ち出す行為

登録品種の種苗を海外に持ち出す行為及びこれに協力した場合。  
※長野県の登録品種は、全て海外への持ち出しは禁止です。



### 2 育成者権者の許諾を得ずに増殖する行為

登録品種の自家増殖（高接ぎ、挿し木等）は、原則、育成者権者の許諾が必要です。長野県の利用方針は下記QRコードよりご確認ください。



### 3 剪定枝や穂木等を譲渡する行為

登録品種の剪定枝や穂木等を第三者へ譲渡（有償・無償問わず）した場合。



#### 種苗法違反の罰則は

個人：10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(併科)  
法人：3億円以下の罰金

4

## 長野県の品種保護にご協力ください。

長野県育成品種の  
利用方針はこちら



流通品種DB  
(登録品種の確認ができます)



しあわせ信州

問い合わせ先：長野県農業試験場知的財産管理部 TEL：026-246-2414  
FAX：026-251-2357 Mail：nogyoshiken@pref.nagano.lg.jp